

広島県告示第六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町小野字今井六二五一の六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため